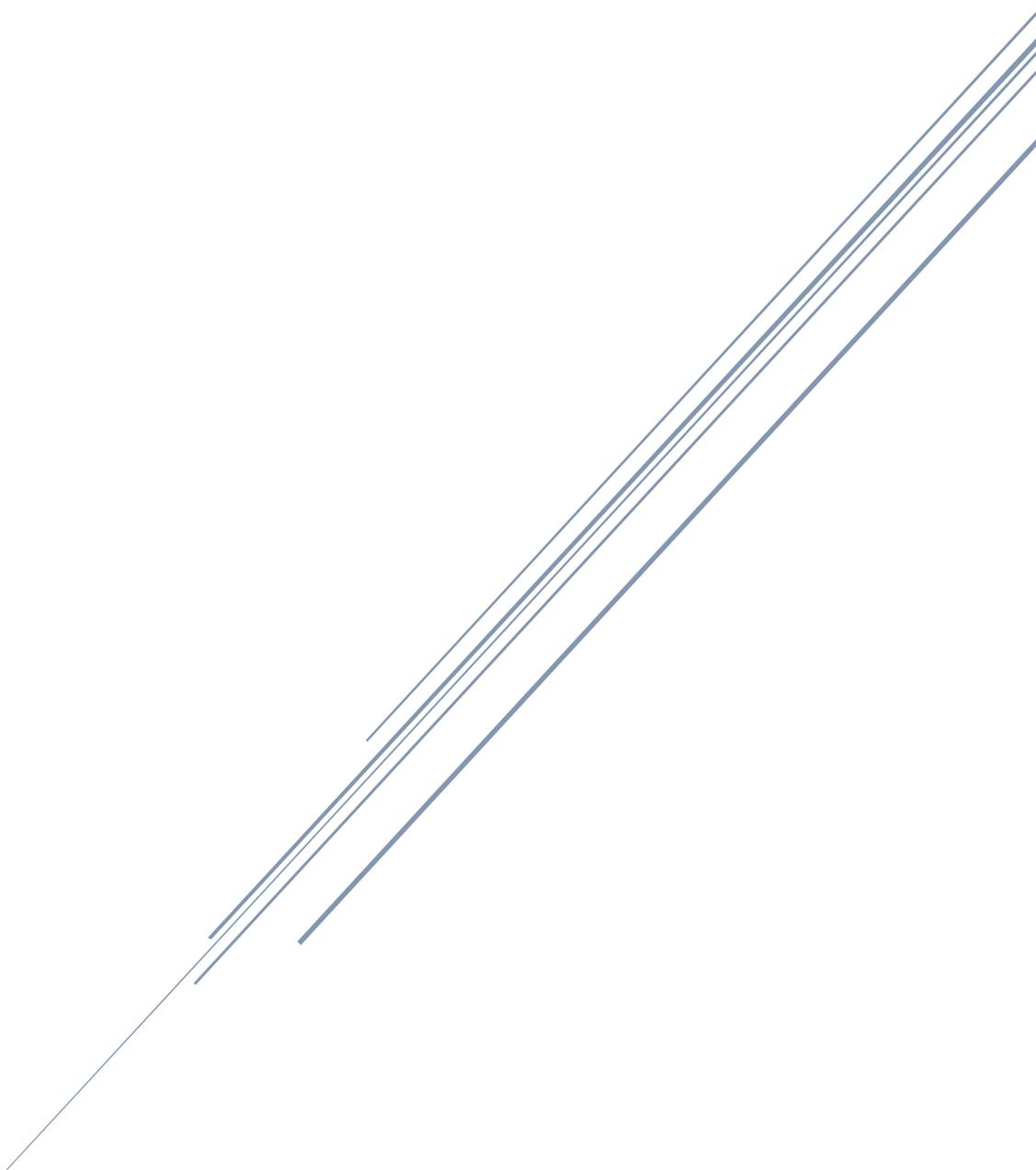


監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2024（本編）



監査法人シドー

（報告対象期間 2024年1月1日～2024年12月31日）

1. 監査品質向上に向けた取組及び法人概要

(1) 最高責任者からのメッセージ

監査法人シドーの目標

監査法人シドーは、「公認会計士としての職務を公正・誠実に全うする」、「卓越したサービスを提供することで、クライアントとともに成長する」ことを長期的な目標としています。すべての構成員がこの目標を共有し、高品質で高度な規律性を保持した監査業務を実施することで、多くのステークホルダーから信頼される監査法人を目指しています。

監査法人シドーの監査品質への取組み

2023年4月に施行された改正公認会計士法による上場会社等監査事務所登録制度の法定化、また、国際監査・保証基準委員会（IAASB）から公表された「国際品質マネジメント基準」（ISQM）、改訂された「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等、近時、上場会社等の監査の実施には、さらに高い規律が求められています。

当法人は、これらの制度改革に適切に対応することはもとより、財務諸表の信頼性を客観的に担保するという、監査法人に求められている社会的使命を忠実に果たすため、より高い監査品質の向上に継続的に取組んでまいります。また、監査業務を通して意義ある提言を積極的に行うことによって、企業の発展、企業価値の向上に寄与いたします。この報告書全般をご理解いただくことによって、私たちの品質向上への取組みをご理解いただければ幸甚です。

監査法人シドー

包括代表社員 菅井 朗

(2) 監査法人シドーの経営理念

監査法人シドーは長期的な目標や監査品質向上への継続的な取り組みを経営理念としてまとめ、これを忘れずに自覚するよう、法人名称としました。

■ 経営理念

志道 高い志と自覚を持って、プロフェッショナルとしての道を究めます。
始動 現状に満足することなく、常にスタートのつもりで成長し続けます。
指導 効果的できめ細やかなサービスを迅速に提供します。

また、この経営理念を達成するために、監査法人シドーは5つの行動指針を設定しています。

■ 行動指針

品質 提供する業務の品質向上のため、日々の研鑽を怠りません。
信頼 企業を取り巻くすべての利害関係者を意識したうえで、誠意ある態度で接します。
顧客 ニーズを的確に把握するため、常にクライアントの言葉に真摯に耳を傾けます。
情報 情報の価値を強く認識し、情報の収集と提供に努めます。
未来 企業の発展、企業の価値向上を念頭において日々行動します。

(3) 法人概要 (2024年12月31日現在)

① 名称・所在地

監査法人シドー (無限責任監査法人)

本部事務所

横浜市中区山下町 74-1 大和地所ビル 12F

(2025年2月1日に横浜市中区本町 2-14 大同生命横浜ビル 9F に移転)

電話 045-651-0103

ファックス 045-651-0104

札幌事務所

札幌市中央区大通西 8 丁目 2-24 桂和大通ビル 30 6F

電話 011-272-5700

ファックス 011-272-5757

② 沿革

2007年9月 横浜市鶴見区に監査法人シドー設立

札幌市中央区に札幌事務所 (従たる事務所) を設立

2008年4月 本部事務所 (主たる事務所) を横浜市中区に移転

③ 人員構成 (パートナー)

包括代表社員	菅井 朗
代表社員	藤田 和重
社員	政近 克幸
社員	五百蔵 豊
社員	水野 知子
社員	竹内 直樹
社員	沢田石 吉英
社員	有光 洋介
社員	大西 洋介

上記の他、非常勤補助者 (全て公認会計士) 15名

④ 監査証明業務の状況

(2024年1月1日から2024年12月31日までの業務実施先)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数 (社)	内 大会社等の数 (社)
1.金商法・会社法監査	4	4
2.金商法監査	－	－
3.会社法監査	5	－
4.学校法人監査	2	－
5.労働組合監査	－	－
6.その他の法定監査	9	－
7.その他の任意監査	3	－
計	23	4

⑤ 上場会社等の主な監査対象会社名 (2024年12月31日現在)

株式会社 CE ホールディングス

株式会社テクノメディカ

株式会社トレードワークス

株式会社オルツ

(記載は、公認会計士法上の大会社等に限りません。)

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

品質管理に関する基本方針

当法人は、品質に対する徹底したコミットメントを有し、職業的専門家としてより質の高い監査を一貫して実施することで、公共の利益に資することを最優先事項として取り組んでいます。

包括代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、

(1) 当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

(2) 営業や業績上の考慮事項が監査業務の質に優先することがないこと

を強調するメッセージを、経営理念及び行動指針とともにすべての専門要員に直接対話形式で明確に一貫して繰り返し示すとともに、この基本方針の専門要員への浸透度を評価し、監査業務の品質の向上のためにフィードバックしています。

また当法人は、必要な資源及び適切に業務を実施する能力を確保することが、品質管理の重要な要素であると認識し、人的資源、テクノロジー資源及び知的資源を法人内外から十分に確保することに努めています。

組織風土

当法人は、品質管理システムを促進するために、専門要員相互に情報交換するための責任ある組織風土の形成に努めています。この目的を達成するために、口頭によるコミュニケーションの他に、電子メール、Web 会議システム、研修、規程やマニュアルなどの法人の資源の活用を通じたコミュニケーションを推進しています。

品質管理体制

被監査会社の業務執行社員である監査責任者が、当法人が定める品質管理システムに準拠し、実施する監査業務の全体的な品質の管理と達成に対する責任を負うこととなります。監査チームのメンバーは、監査責任者の適切な指揮及び監督のもと、各々職業的専門家としての懐疑心を保持及び発揮し、個々の業務における品質の管理と達成に貢献する責任を負うこととなります。

当法人では、監査チームの業務の品質を支えるために、品質管理担当責任者のもと、モニタリング担当（独立性の遵守及び品質管理システムの評価）、監査業務管理担当（監査業務ツールの整備）、専門要員の研修担当及び情報セキュリティ担当を配置して対応しています。品質管理担当責任者は、品質管理業務の実行性を高めるために品質管理業務に従事するための十分な時間を確保しています。

職業倫理及び独立性

(職業倫理)

当法人及び専門要員が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

また監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめています。

2024年度（2024年1月1日から2024年12月31日）に職業倫理違反等はありません。

(独立性)

当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための具体的な方針及び手続を定めています。

また、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を年1回求めています。

さらに、監査チームのメンバー及び審査担当者は、監査業務の開始時点及び終了時点で被監査会社等との間に利害関係のないことを確認しており、その確認結果についても監査調書としています。

2024年度（2024年1月1日から2024年12月31日）に独立性を阻害する要因は識別されていません。

(ローテーション)

公認会計士法及び「倫理規則」等に準拠したローテーションの方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭業務執行責任者である監査責任者は5会計期間、その他の監査責任者は2会計期間、審査担当者は3会計期間を必要としています。

なお当法人では、パートナーが監査業務の補助者として長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事している場合、主要な担当であると否とにかかわらず、馴れ合いによる独立性の阻害要因を生じさせる可能性が高いことから、筆頭ではない業務執行責任者と同様の一定期間のローテーションを義務付けています。

監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結又は更新に関する方針及び手続については、「監査の品質管理規程」に定めています。監査業務の受嘱の可否の判断に際しては、被監査会社の事業内容、経営者の誠実性、ガバナンス、経営成績と財政状態、契約条件等を検討し、監査契約の締結のリスク評価を慎重に行ったうえで、監査業務を実施するための適性及び能力、職業倫理の遵守等を考慮しています。監査業務の契約の新規の締結又は更新はすべて社員会の承認を必要としています。

監査事務所間の引継

当法人は、会計監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して監査業務の引継を実施することを「監査の品質管理規程」に定め、適切に実施しています。

当法人が前任の監査人である場合には、後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関する調書の閲覧に応じることとしています。

当法人が後任の監査事務所となる場合には、前任の監査人に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問し、監査調書の閲覧を求めることとしています。

引継の内容は議事録に記録し、相互に確認することを求めています。

監査チームの選任

当法人は、監査チームのメンバーの能力、適性、十分な時間を確保できることなどを考慮して、専門要員をそれぞれの監査業務に選任しています。

監査責任者の選任は、被監査会社の特性、各自の責任を適切に果たすための能力及び適正、業務量及び時間的余裕の程度を考慮して社員会にて決定されます。監査補助者の選任は、被監査会社の特性、実務経験及び能力、業務量等を考慮して、監査責任者が検討し、品質管理担当責任者が決定しています。

業務の実施

(監査業務の実施に関する方針及び手続)

監査業務は、監査基準等、並びに職業的専門家としての基準及び適用される法令等の要求事項に従って実施され、また、職業的専門家としての懐疑心を保持し、職業的専門家としての判断を行使して、計画及び実施されます。当法人は、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め、監査調書様式を使用することにより、一貫した品質を目指しています。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査調書の管理・保存等の事項が含まれています。

(監査チーム内の討議)

当法人は、監査チームのメンバー間の討議を推奨しています。監査チームのメンバー間での討議を通じて、被監査会社のリスクの識別と評価を共有し、経験の浅いメンバーがより経験のあるメンバーに適宜質問を行うことで深度ある監査業務の実施を目指しています。

(専門的な見解の問合せ)

当法人は、専門的な技能を有する専門家に、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することを奨励しています。専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せから得られた見解から依頼事項を検討し、得られた結論に従って業務を実施することとしています。

専門的な見解の問合せ先として、会計監査関連、不正関連及び法務関連の3人の外部の専門家と顧問契約を締結しています。2024年度(2024年1月1日～2024年12月31日)の外部の専門家の利用件数は2件です。

審査

当法人は、審査担当者を監査業務ごとに選任するレビューパートナー制による監査業務の審査に関する方針及び手続を定めています。これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性及び客観性並びに審査の記録及び保存が含まれていません。

審査は、監査計画、個別案件審査、期中レビューの結論及び監査意見について行います。審査担当者が適時に監査チームのミーティングに参加することにより、監査上のリスクについて深く検討することができる体制となっています。監査責任者は、監査報告書又は期中レビュー報告書の発行日までに審査担当者の審査を受ける必要があ

ります。

監査調書

監査調書は、2024年より電子調書を原則としています。監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれる最も遅い監査報告書日から起算して60日以内としています。

監査調書は、電子化前の紙調書・電子調書ともに、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理しています。なお、監査調書の保管期間は原則として10年と定めています。

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当法人は、監査業務を支える品質管理システムが適切に整備及び運用されているかを確かめ改善を図っていくプロセスを「監査の品質管理規程」に定めています。

モニタリング活動は、品質管理システム全般の整備・運用状況を対象とした検証と、個々の完了した監査業務を対象とした検証の二つで構成されます。品質管理システム全般を対象とした検証は、新たな基準又は法令の対応状況、独立性の遵守状況、監査契約の締結状況、専門要員の能力開発状況、情報セキュリティの遵守状況などが含まれます。

完了した監査業務を対象とした検証は、少なくとも3年に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施しています。2024年度（2024年1月1日～2024年12月31日）の定期的検証の対象となった監査業務は6業務であり、全社員数9名のうち7名が対象となっています。

品質管理責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、改善を要する事項を検討し適切な措置を講じています。また、品質管理責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対し、不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者等は必要な是正措置を適時に実施しています。

不服と疑義の申立て

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。不服と疑義の申立てがあった場合には、不服と疑義の申立てを調査し、この調査には必要に応じて法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所が関与することとしています。

通報制度

当法人は、法令等の違反行為又は不正行為等に関する情報を、法人内外から広く収集するために、専用の受付窓口「監査ホットライン」をウェブサイト上に設置しています。

通報者が不当な取扱いを受けることがないように配慮するとともに、受領した情報については、品質管理責任者が主担当となって法令違反行為および不正行為の有無および内容を吟味し、必要に応じて関連する監査責任者及び監査チームへの調査依頼、法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所の利用を検討することとしています。

金融機関への対応

金融機関は自らの責任において客観的なルールに基づく貸出金等の資産の自己査定を行うことが求められています。自己査定結果の妥当性すなわち貸倒引当金・貸倒償却計上額の妥当性を確かめるためには、その自己査定に関わる知識及び経験が必要となります。金融機関監査には一般の事業会社に必要な監査スキルに加えて自己査定の知識及び経験が求められます。

当法人は、継続的な品質管理を実施して金融機関監査に必要な人材の育成、金融機関監査を実施するうえで必要な監査環境の整備に努めています。

(2) 組織・ガバナンス基盤

組織・ガバナンスに関する基本方針

当法人は、日常の全ての重要事項をパートナー全員から構成される社員会で決定しています。社員会は毎月開催され、そこでの決定事項は必要に応じて専門要員に周知されます。当法人のパートナーは、大手監査法人と異なり、法人の業務運営のみならず、現場主任として監査業務を遂行しているため、小規模ながらその機動性を活かして、適切かつ迅速な意思決定、コンプライアンス違反の防止及び早期発見等を可能にしています。

また、当法人は、2024年10月より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用し、外部の公認会計士である中島達弥氏を迎え、社員会での第三者の視点による発言を参考に健全経営を図っています。

社員会

当法人の重要案件については、パートナー全員参加による社員会に基づき意思決定を行っています。毎月の定時社員会以外にも、パートナーからの上程を受けて、必要に応じて、臨時社員会の招集及び開催を行い、意思決定を行うこととしています。

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者及び審査担当者の判断に任せるだけでなく、品質管理責任者による重要事項の内容分析と対応策の検討、専門家への問合せ、信用調査機関等からの関連情報の入手などを行ったうえで、最終的に社員会において適切な判断ができる体制を構築しています。

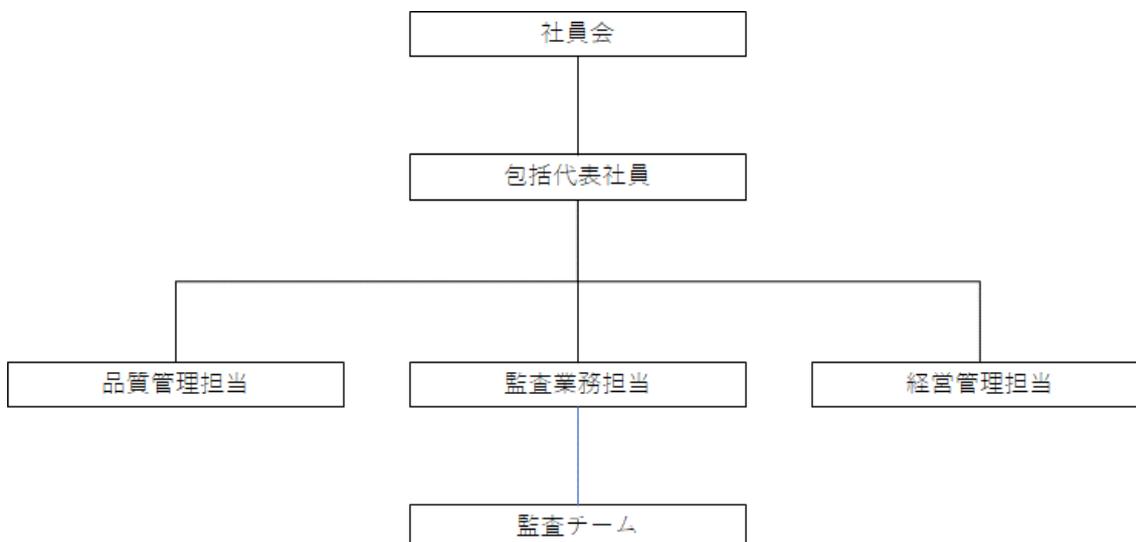
パートナー

当法人のパートナーは、法人の業務運営能力及び監査業務の遂行能力を考慮して選任されています。法人の業務運営の役割を付与されたパートナーは、最新の情報収集に努め、新たな品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、法人としての対応を検討するようにしています。

当法人では、包括代表社員が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び能力を有する社員を品質管理責任者として社員会で決定し、品質管理責任者が品質管理のシステムの整備及び運用の責任を割り当てられています。

組織図

2024年12月31日現在



独立性を有する第三者

2024年10月より、当法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、大手監査法人で内部監査の経験を有する公認会計士（外部有識者）が社員会へ参加することにより、監査法人のガバナンス・コードの適用状況についての監査品質の向上に向けた組織的な運営の実効性に関する評価に関与し知見をいただいています。適時かつ適切に必要な情報を提供するために、事前に毎月1回開催される社員会の議題の提出を実施しています。なお当該独立性は、類似の役割を持つ株式会社における社外役員に関する会社法第2条第15号及び第16号の社外役員の要件と同様であります。

非監査業務の受嘱の方針

当法人は、監査業務を主要な業務と位置づけ、多くの資源を監査業務に投入する方針です。一方で、コンサルティング業務等の非監査業務を実施することで、幅広い知見や経験を獲得することが可能となり、監査品質の向上にもつながると考えています。非監査業務を積極的に受嘱することはありませんが、監査業務の業務量を考慮しながら、受嘱を検討することとしています。なお当法人は、例えばコンフォートレターの作成業務のように監査業務を実施する監査事務所が実施することを要請されている業務などを除き、被監査会社から非監査業務を受嘱しないこととしています。

当法人の常勤の専門要員は基本的に当法人の業務に専念することが原則ですが、公認会計士として幅広い経験を積むためにも、利益相反や独立性に抵触せず、当法人の業務に支障がない限り、副業を認めています。

(3) 人的基盤

人的資源に関する基本方針

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること、及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保する方針です。

人的資源は、知的資本の一形態であり、小規模である当法人にとっては法人運営の成否に大きく影響します。当法人は、人的資本には惜しみない投資を行い、専門要員のスキルを不断にアップデートしていくことが重要であると認識しています。

採用

当法人は、適切な専門要員を確保するために、原則として大手監査法人などで上場会社等の法定監査の経験がある公認会計士のみを採用する方針です。当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用することに配慮しています。

採用にあたっては、採用予定者から経歴書及び日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度である CPD 履修結果通知書を入手して、採用予定者と面接を行い、当法人の経営理念と品質管理方針を説明するとともに、当法人の理念及び方針に賛同し、かつ監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用しています。

評価

当法人は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正當に評価し、十分にこれに報いるために、専門要員に対して当法人の方針及び手続を理解させ、監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関する評価及び助言相談などを実施しています。

当法人は、品質に対する徹底したコミットメントを有し、職業的専門家としてより質の高い監査を一貫して実施することで、公共の利益に資することを最優先事項として取り組んでいます。

パートナー以外の専門要員については、監査責任者が監査業務の終了後に専門要員の業績評価を実施し、これを受けて社員会で専門要員の年間の総合評価を実施することとしています。評価結果は、報酬に反映するとともに、教育訓練及び関与先への配員の際に考慮することとしています。

教育訓練

当法人は、非常勤補助者を含むすべての専門要員に対して、監査品質の向上を図るために、講義の後にディスカッションを行う形式で、法人内で定期的に研修を主催する（集合研修）とともに、法人外においても継続的な教育訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝え、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を指定し（指定研修）、受講を義務付けています。

専門要員の研修を効果的に実施するために、専門要員の業績評価を踏まえて、専門要員の知識、興味、理解度及び業務への影響力を分析して研修の企画及び指定を行っています。

日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度である CPD の必要単位の取得を義務付けるとともに各専門要員の CPD 履修状況の管理を行っています。

2024 年度（2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）の集合研修は 16 件、指定研修は 5 件です。

非常勤補助者

当法人は小規模であるため、補助者にとって最適な働き方を実現できるよう、補助者はすべて非常勤者で構成されています。非常勤補助者であってもパートナーと同様の研修の機会を提供し、法人全体の監査品質の向上を図っています。

IT 専門家

当法人では、IT 専門家として非常勤者 1 名が在籍しています。被監査会社が高度で複雑な IT 環境を有する場合には、その IT 環境の理解、IT 全般統制及び IT 業務処理統制の検証の際に IT 専門家の支援を受けることとしています。

(4) IT 基盤

テクノロジー資源に関する基本方針

当法人は、テクノロジー資源への投資にコミットし、職業的専門家としての環境や利用可能な技術の変化に対応するよう IT 基盤を維持し更新する方針です。当法人は、これまでに、ファイル共有システムの構築、電子監査調書の利用、VDI（仮想デスクトップ環境）の導入を進めてきました。今後も、IT 技術の変化に十分対応できるように最新の情報を収集しながら、セキュリティレベルの維持及び向上並びに監査品質向上のための監査ツールの導入などを検討し、IT による業務の品質向上及び効率化を進めていきます。

情報セキュリティ

当法人は、業務上提供を受けた秘密情報等の情報資産を消失、改ざん、漏洩、及び不正使用等の脅威から保護することが事業活動の継続的かつ安定的な成長に必要不可欠であることを認識し、各ステークホルダーとの信頼の維持及び向上を務めながら、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組みます。

1. 情報セキュリティ体制

当法人は、包括代表社員が法人全体の情報管理を統括する責任を負い、その下で情報管理体制が構築、運営され、情報セキュリティ管理状態の把握、維持及び管理が行われています。

2. 情報資産管理

当法人は、事業活動において保有し、管理する情報資産を情報の機密性、完全性及び可用性に対する脅威から適切に保護するための管理策を講じています。

3. 教育訓練

当法人の社員及び職員等に対し、個人情報を含む情報セキュリティの重要性を認識させ、情報を適切に取り扱うための意識向上を図り、情報セキュリティに関する教育を継続的に実施しています。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当法人は、情報の取り扱いに関連する規程を整備し、法令及び契約を遵守しています。

5. 違反及び事故への対応

当法人は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

電子監査調書システム

監査の品質を高水準に維持し、更なる品質の向上を確保するとともに監査業務の効率化を図ることを目的として、現在はすべての監査業務に株式会社 Auditech が提供する電子監査調書システムを利用しています。

電子監査調書システムでは、会計基準や監査基準等の改訂に対応するため、基本となるテンプレートの改訂を当法人の監査調書様式の整備担当者が随時行うとともに、各監査責任者が監査対象会社の業種、業態に合わせたカスタマイズを行っています。

VDI（仮想デスクトップ環境）の導入

当法人は 貸与端末の紛失等による情報漏洩の防止、リモートワークの環境の整備及び監査業務の生産性向上のために、2024 年より、Amazon Web Services,Inc.が提供するクラウドコンピューティングサービス「AWS」とシンクライアント PC 端末を導入しています。非常勤補助者を含め職員全員に PC 端末を貸与し、リモートワークへスムーズに対応しています。今後も情報セキュリティを確保しつつ、多様な労働形態に合わせて、セキュアで高効率な IT 環境の実現を図っていきます。

(5) 財務基盤

(単位：千円)

	第 17 期	第 18 期
	2023 年 1 月 1 日～ 2023 年 12 月 31 日	2024 年 1 月 1 日～ 2024 年 12 月 31 日
売上高		
監査証明業務	188,843	201,240
非監査証明業務	1,600	3,100
合 計	190,443	204,340

財務基盤の安定性の確保

公益性の高い監査業務を実施する監査法人の持続可能性の確保、また監査品質向上に必要な人的資源及びテクノロジー資源への投資のためには、財務基盤の安定は欠かせません。当法人は、設立以来、継続して安定的な財務基盤を確保することに努めています。また社員による相互監視及び牽制により財務基盤の毀損の回避を図っています。

報酬依存度

独立性に関する指針に規定されているように、2期連続して公認会計士法上の大会社等である被監査会社に対する報酬依存度が15%を超える場合には、当該独立性の阻害要因の重要性の程度を、許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用する必要がありますが、当法人ではこれまでに当該阻害要因に該当する事例はありません。

(6) 国際対応基盤

当法人は、現時点では、社会的影響度が特に高い事業体（時価総額が概ね 5,000 億円以上の上場会社）及び海外に多くの重要な関係会社を展開している多国籍企業との監査契約を積極的に受嘱することはしない方針であり、グローバルネットワークへの加入は行っていません。

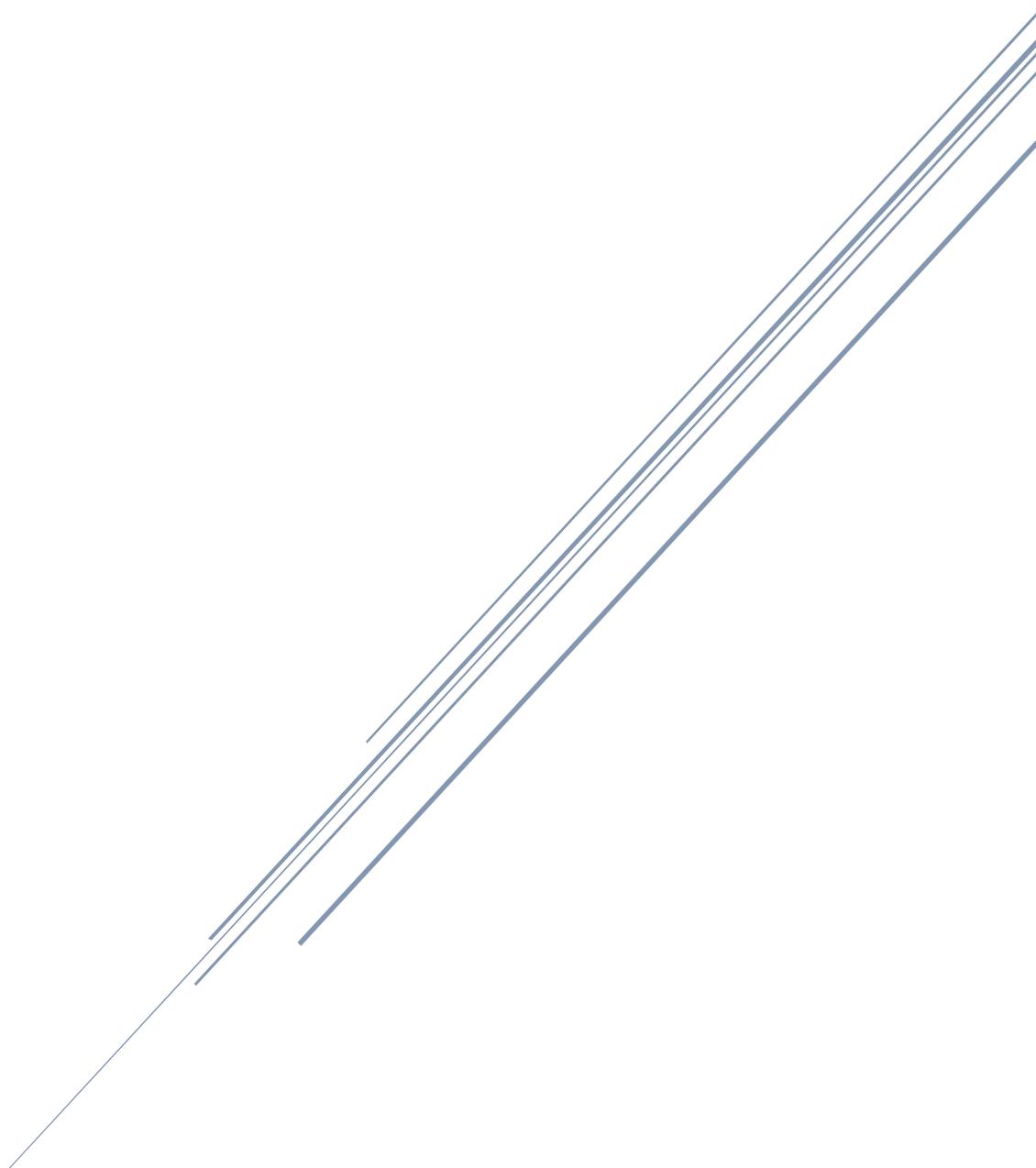
重要ではない少数の海外関係会社を有する関与先の海外関係会社の監査については、海外関係会社の監査人の能力等の評価、監査人への監査指示書の提示と回答の依頼、必要に応じて海外関係会社の現地往査と監査人との面談の実施を行うこととしています。

(7) 監督・評価機関の設置

当法人は、経営機関等による経営機能の実効性を客観的に監督、評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、2024 年 10 月より、大手監査法人で内部監査業務の十分な経験を積んだ外部の独立性を有する第三者にその業務を委託しています。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

2024（別紙）



監査法人が果たすべき役割

原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
------	--

	指針	適用状況	本編記載箇所
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	監査の品質管理の重要性や、職業的専門家としての倫理、価値観、姿勢の重要性に重きを置いたものを経営理念及び行動指針として定めています。また経営理念及び行動指針を「監査の品質管理規程」に明確に示すとともに、全ての専門要員に対して包括代表社員から監査品質を重視する旨のメッセージを伝達しています。	P1 1.監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高責任者からのメッセージ P2 (2)監査法人シドローの経営理念 P5 2.経営管理の状況等 (1)品質管理基盤 - 品質管理に関する基本方針
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	共通に保持すべき価値観を経営理念としてまとめ、また、この経営理念を実践するための考え方を5つの行動指針としてまとめています。	P2 1.監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (2)監査法人シドローの経営理念
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的な懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるために、専門要員に対して当法人の方針及び手続を理解させ、監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関する評価及び助言相談などを実施しています。	P13 2.経営管理の状況等 (3)人的基盤
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は、品質管理システムを促進するために、専門要員相互に情報交換するための責任ある組織風土の形成に努めています。また当法人は、監査チームのメンバー間の討議を推奨しています。監査チームのメンバー間での討議を通じて、被監査会社のリスクの識別と評価を共有し、経験の浅いメンバーがより経験のあるメンバーに適宜質問を行うことで深度ある監査業務の実施を目指しています	P5 2.経営管理の状況等 (1)品質管理基盤 - 品質管理に関する基本方針 - 組織風土 P8 - 業務の実施
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応しているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方を含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人は、監査業務を主要な業務と位置づけ、多くの資源を監査業務に投入する方針です。一方で、コンサルティング業務等の非監査業務を実施することで、監査品質の向上にもつながると考えています。非監査業務を積極的に受嘱することはありませんが、監査業務の業務量を考慮しながら、受嘱を検討することとしています。なお当法人は、例えばコンフォートレター作成業務のように監査業務を実施する監査事務所が実施することを要請されている業務などを除き、被監査会社に対しては非監査業務を受嘱をしないこととしています。また、社員・職員の副業は、利益相反や独立性の観点から一定の制限を設けています。	P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 - 非監査業務の受嘱の方針
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークには加入していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。	P18 2.経営管理の状況等 (6)国際対応基盤

組織体制

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

	指針	適用状況	本編記載箇所
2-1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人の重要案件については、パートナー全員参加による社員会に基づき意思決定を行っています。毎月の定時社員会以外にも、パートナーからの上程を受けて、必要に応じて、臨時社員会の招集及び開催を行い、意思決定を行うこととしています。</p>	<p>P11 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 - 組織・ガバナンスに関する基本方針 - 社員会</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な視点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の充実化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者及び審査担当者の判断に任せるだけではなく、品質管理責任者による重要事項の内容分析と対応策の検討、専門家への問合せ、信用調査機関等から関連情報の入手などを行った上で、最終的に社員会において適切な判断ができる体制を構築しています。</p> <p>現在、将来の導入を目標として、経済環境等のマクロ的な視点を含む分析を可能とするような、経済情報を提供する情報プラットフォームの活用を検討しています。また「監査アプローチマニュアル」において、経営者又は監査役等との深度あるコミュニケーションを義務付けています。</p> <p>専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるために、専門要員に対して当法人の方針及び手続を理解させ、監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関する評価及び助言相談などを実施しています。</p> <p>当法人は、テクノロジー資源への投資にコミットし、職業的専門家としての環境や利用可能な技術の変化に対応するようIT基盤を維持し更新する方針です。当法人は、これまでに、ファイル共有システムの構築、電子監査調書の利用、VDI（仮想デスクトップ環境）の導入を進めてきました。今後も、IT技術の変化に十分対応できるように最新の情報を収集しながら、セキュリティレベルの維持・向上、監査品質向上のための監査ツールの導入などを検討し、ITによる業務の効率化を進めていきます。</p>	<p>P11 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 - 社員会</p> <p>P13 2.経営管理の状況等 (3)人的基盤</p> <p>P15 2.経営管理の状況等 (4)IT基盤</p>
2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、組織機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>当法人のパートナーは、法人の業務運営能力及び監査業務の遂行能力を考慮して選任されています。法人の業務運営の役割を付与されたパートナーは、最新の情報収集に努め、新たな品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、法人としての対応を検討するようにしています。</p>	<p>P11 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 - パートナー</p>

組織体制

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	指針	適用状況	本編記載箇所
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	2024年10月より、当法人のパートナーに加え、当法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、大手監査法人で内部監査の経験を有する公認会計士（外部有識者）も社員会へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割を担っています。	P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 －独立性を有する第三者
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	2024年10月より、当法人のパートナーに加え、当法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、大手監査法人で内部監査の経験を有する公認会計士（外部有識者）も社員会へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割を担っています。	P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 －独立性を有する第三者
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・組織機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	独立性を有する第三者は以下の役割を担っています。 ・組織機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の諮問 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の評価 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の状況の評価	
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立性を有する第三者は、社員会への出席のほか、適時かつ適切に必要な情報を提供するために、事前に毎月1回開催される社員会の議題の提出を実施しています。	P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 －独立性を有する第三者

業務運営

原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
------	---

指針	適用状況	本編記載箇所	
4-1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>当法人は、日常の全ての重要事項をパートナー全員から構成される社員会で決定しています。社員会は毎月開催され、そこでの決定事項は必要に応じて専門要員に周知されます。当法人のパートナーは、大手監査法人と異なり、法人の業務運営のみならず、現場主任として監査業務を遂行しているため、小規模ながらその機動性を活かして、適切かつ迅速な意思決定、コンプライアンス違反の防止及び早期発見等を可能にしています。</p> <p>また当法人は、品質管理システムを促進するために、専門要員相互に情報交換するための責任ある組織風土の形成に努めています。</p>	<p>P11 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 - 組織・ガバナンスに関する基本方針</p> <p>P5 (1)品質管理基盤 - 組織風土</p>
4-2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>当法人は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるために、専門要員に対して当法人の方針及び手続を理解させ、監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関する評価及び助言相談などを実施しています。</p>	<p>P13 2.経営管理の状況等 (3)人的基盤 - 評価</p>
4-3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適性に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>当法人は、監査チームのメンバーの能力、適性、十分な時間を確保できることなどを考慮して、専門要員をそれぞれの監査業務に選任しています。</p> <p>当法人は、非監査業務を積極的に受嘱することはありませんが、非監査業務を実施することは幅広い知見や経験を獲得する機会と捉え、監査業務の業務量を考慮しながら、受嘱を検討することとしています。</p> <p>監査責任者が監査業務の終了後にアサインされた専門要員の業績評価を実施し、これを受けて社員会で年間の総合評価を実施することとしています。評価結果は、報酬に反映するとともに、教育・訓練及び関与先への配員の際に考慮することとしています。</p> <p>専門要員の教育訓練を効果的に実施するために、専門要員の業績評価を踏まえて、専門要員の知識、興味、理解度及び業務への影響力を分析して研修の企画及び指定を行っています。</p> <p>当法人は、非常勤補助者を含む全ての専門要員に対して、監査品質の向上を図るために、講義の後にディスカッションを行う形式で、法人内で定期的に研修を主催する（集合研修）とともに、法人外においても継続的な教育・訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝え、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を指定し（指定研修）、受講を義務付けています。</p>	<p>P7 2.経営管理の状況等 (1)品質管理基盤 - 監査チームの選任</p> <p>P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 - 非監査業務の受嘱の方針</p> <p>P13 2.経営管理の状況等 (3)人的基盤 - 評価</p> <p>P14 - 教育・訓練</p> <p>P14 2.経営管理の状況等 (3)人的基盤 - 教育・訓練</p>
4-4	<p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである</p>	<p>当法人は小規模であるがゆえに、パートナーである監査責任者が監査現場の主任業務を行っています。企業環境の理解及びリスクの識別のために被監査会社とのコミュニケーションを重視しており、経験豊富なパートナーが被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等と十分なコミュニケーションを実践しています。</p>	
4-5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p>	<p>当法人は、法令等の違反行為又は不正行為等に関する情報を、法人内外から広く収集するために、専用の受付窓口「監査ホットライン」をウェブサイト上に設置しています。また通報者が不当な取扱いを受けることがないように配慮しています。</p>	<p>P10 2.経営管理の状況等 (1)品質管理基盤 - 通報制度</p>

透明性の確保

原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
------	---

	指針	適用状況	本編記載箇所
5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた当法人の取組みについては、本紙「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」によって、毎年公開いたします。</p>	
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 <p>・経営機関等の構成や役割</p> <p>・監督・評価機関等の構成や役割。独立の第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</p> <p>・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</p> <p>・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 <p>・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</p>	<p>本紙「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」にて説明しています。各項目の説明については、右欄の本編記載箇所を参照。</p>	<p>P1 1.監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高責任者からのメッセージ</p> <p>P2 1.監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (2)監査法人シドナーの経営理念</p> <p>P1 1.監査品質向上に向けた取組及び法人概要 (1)最高責任者からのメッセージ</p> <p>P2 (2)監査法人シドナーの経営理念</p> <p>P5 2.経営管理の状況等 (1)品質管理基盤</p> <p>P11 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤</p> <p>P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 －独立性を有する第三者</p> <p>P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 －非監査業務の受嘱の方針</p> <p>P15 2.経営管理の状況等 (4)IT基盤</p> <p>P13 2.経営管理の状況等 (4)人的基盤</p> <p>P17 2.経営管理の状況等 (5)財務基盤</p> <p>P18 2.経営管理の状況等 (6)国際対応基盤</p> <p>P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 －独立性を有する第三者</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>グローバルネットワークには加入していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。</p>	<p>P18 2.経営管理の状況等 (6)国際対応基盤</p>

	指針	適用状況	本編記載箇所
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場に参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>会計監査の品質の向上に向けた取組みについては、当該「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を毎年公開することによって、被監査会社、投資家等との積極的な意見交換を図ってまいります。</p> <p>またその際には、独立性を有する第三者の知見を活用する予定です。</p>	<p>P12 2.経営管理の状況等 (2)組織・ガバナンス基盤 －独立性を有する第三者</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、年に1回、当該「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」作成時に評価し、その評価結果を社員会に報告したうえで検討いたします。</p>	
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>被監査会社、投資家等との意見交換により得た情報や、本原則の適用状況の評価の結果を社員会にて検討し、改善に活用していく予定です。</p>	